

介護サービス情報の公表制度にかかる調査のあり方に関する調査研究事業報告書

一般社団法人福祉評価推進事業団

1. 事業目的

介護サービス情報の公表制度は報告対象サービス事業者のすべてに調査が義務付けられ、訪問調査が年1回実施されていたが、平成24年の介護保険制度の改正により、都道府県が必要と認める場合に調査を行うことができる仕組みに変更された。

また、介護保険法案に係る、国会の付帯決議として、「介護サービスの公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には、積極的に調査できるように配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。」となっているが、調査の実施は都道府県の裁量であることから、事業者が自ら希望する場合に調査を実施する都道府県数は22と全体の半数に満たないという状況である。このように制度改正によって、情報公表制度の根幹ともいえる訪問調査の位置付けが大きく変わっている。

制度改正により大きく変化したものがある一方、利用者である一般の人にはわかりにくいと指摘されていた「調査項目」については手をつけられておらず、今後の課題として残っている。

本事業は、こうした情報公表制度の現状を踏まえて、事業所や調査機関、都道府県等に対するアンケート調査や一般市民に対するインタビュー調査等を実施し、調査項目、調査手法、公表方法等のあり方を検討し、制度改善の方向性を提案するものとする。

2. 提言

①制度の基本的な考え方である、「利用者による事業者の選択」を支援することを念頭に、利用者の目線に立った情報の提供のあり方について提言を行う。サービスの質をひと目で理解できる表示、利用者・家族のニーズに基づく検索機能の向上、介護支援専門員などを通じた介護サービス情報の多様な提供、積極的な活用を促進する仕組みづくりなどを提案する。

②公表制度は、事業所のサービスの質の向上に資するための制度でもあると明確に位置づける。そのために、運営情報の調査項目・調査手法等についての改善、その調査結果に基づくマネジメント評価の実施と相談支援、運営情報を活用したサービス向上のためのガイドブックの作成などを提言し、事業所が公表制度利用のインセンティブを享受できるようにする。

③今までの公表制度の訪問調査を担ってきた調査機関のストックや専門性を活用する仕組みを再構築する。訪問調査だけでなく、マネジメント評価や相談支援、「事業所の特色」ページの作成支援など実施できるようにし、そのための研修実施機関を設置することなどを提言する。